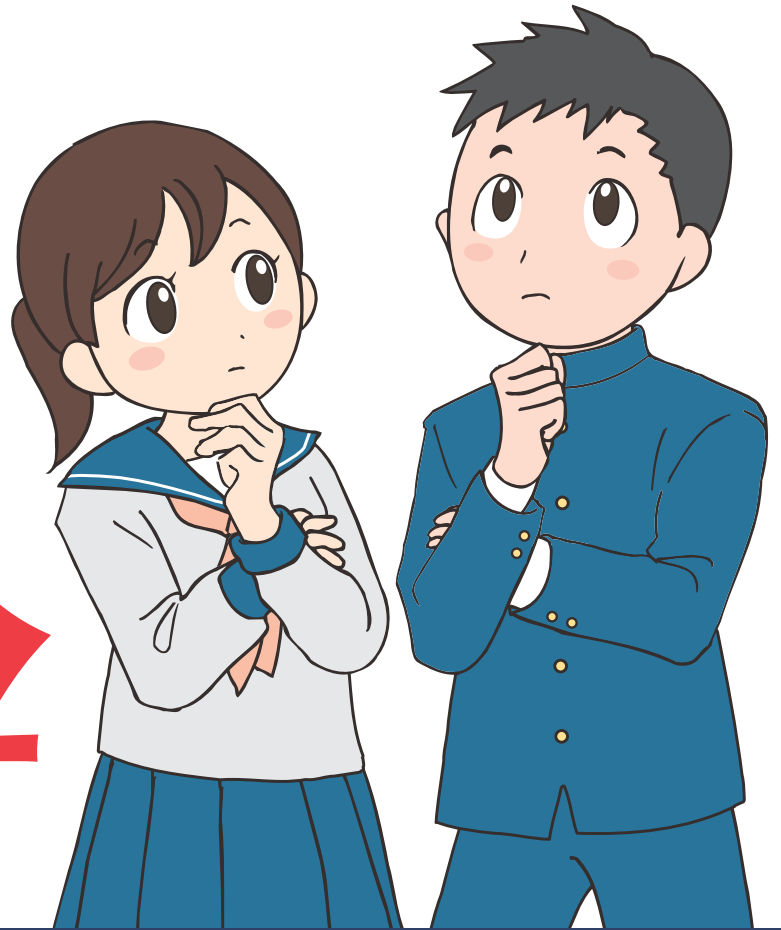


民法改正により **令和4年4月1日**以降

保護者のみなさんへ

18歳から 成人 になります



成人になると、



保護者の同意がなくても
高額な買い物(契約)が
できます!

保護者の同意がなくても
クレジットカードが持てたり、
銀行のローンや消費者金融が
利用できます!



未成年者取消権が
使えなくなります!

※未成年者取消権
保護者の同意のない契約を取り
消すことができる権利



消費者
トラブル
に注意!

新成人をねらい打ちにする 悪質な業者がいます!

進学や就職に伴い、様々な消費者トラブルに
巻き込まれることが懸念されます。

登録しよう!

青森県消費生活センター公式 **LINE**

若者向け情報をはじめ、消費生活に役立つ
情報をお伝えしています

おかしいな 困ったな と思ったら **すぐ相談!**

消費者ホットライン

お近くの消費生活センターにつながります

青森県消費生活センター

い や や
188
局番なし



友達登録方法

● 右の QR コードを読み込む

または

● LINE の「友だち追加」から
「@638mbqrp」を ID 検索する



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(登録商標) ぽん太ちゃん
☎(TEL. Me)

消費者トラブルに巻き込まれないように

若者に多い相談事例

1回だけのお試しのつもりが、毎月商品が届く定期購入だった

Aさんは、ネットの通販でお試し価格500円という商品を見て注文。商品が届いて、1回だけのつもりで商品を使用したけど、翌月以降も商品が届くようになり、しかも価格は5,000円にあがっていた。



無料体験のつもりが高額なサービスを契約してしまった

Bさんは、無料体験ができるというエステのチラシを見て、そのエステ店を訪れた。エステの内容を説明され、断れず、その場で高額なサービスを契約してしまった。

アドバイス
契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリングオフ制度により解除できます。



楽に簡単にできる「副業」で高収入が得られると登録したが稼げなかった

Cさんは、スマホで話し相手になるだけで報酬がもらえるという副業サイトに5万円を払って会員登録。その後、サイトでやりとりしたが報酬はもらえなかった。

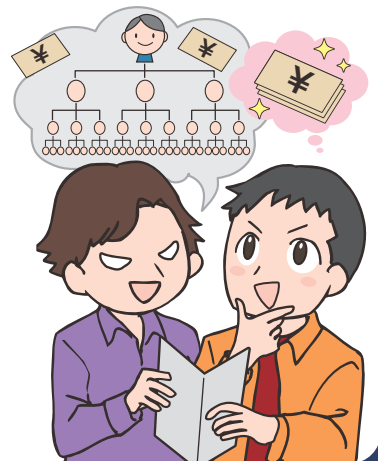
アドバイス
うまい儲け話のってはいけません。



友人を誘って販売会員にすると紹介料がもらえるという話に乗ったらマルチ商法だった

Dさんは、先輩から「儲かる」と誘われて、販売組織の会員になり商品をローンで購入した。友人を会員にすると紹介料がもらえるという話を聞き、友人を誘ったが、相手にされずローンだけが残った。

アドバイス
マルチ商法は契約書または商品を受け取ってから20日間以内であればクーリングオフ制度により解除できます。一方で、友達を組織に入れることで加害者にもなってしまいます。



契約について気を付けることを家族で話しましょう！

- 通信販売では返品条件など内容を確認
- その場で決めず、内容を確認・理解してから契約
- クレジット・ローン契約を進める業者には注意
- 儲け話で誘われたら断る
- 「あなただけ、今だけ」等の甘い言葉には注意
- ネットで知り合った人を、簡単に信用しない

消費者庁が若者向けにLINEをはじめました。

消費者庁 若者ナビ！

- URL :
下記のリンクから友だち登録
<https://lin.ee/Vly3NYf>
- QRコード :
右記のQRコードを読み取り、友だち登録

